

6 災害に強い地域社会の形成

-富士山と地域社会との共生-

富士山火山周辺地域は、事前の防災対策の推進や、風評被害等を含むさまざまな被害への対策を推進することにより、災害に強い地域社会の形成を図る。

6-1 被災後の経済的支援

6-1-1 実施方針

富士山噴火災害によって被害を受けた地域産業の再建を図るために、各種の経済的支援を実施する。また、直接的な被害だけでなく、人口や観光客の減少による影響も考えられ、地域経済活動の活性化の方策も計画する。

6-1-2 被災状況等の把握

都県、市町村は、地域産業への支援策を検討するためには、被災状況の把握が必要である。火山活動に伴い発生する各種産業への被害・影響について、関係機関・各種業界団体等と連携を図り調査を実施する。

<調査項目例>

- ・建物、設備系、機械等被害状況
- ・製品、商品、材料等被害
- ・農地被害、降灰等による農作物等への影響
- ・避難勧告対象区域、警戒区域設定等による間接被害
- ・売上の減少額
- ・交通、物流、ライフラインの障害による影響
- ・風評等による影響被害（利用者数、売上の減少等） 等

6-1-3 各種融資制度の周知・経営相談

国、都県、市町村は、各種金融機関等の行う災害復旧資金等各種融資制度に関する情報を事業者や各種団体に周知し、その活用を促進する。また、被災事業者の再建支援のために、商工会議所や農業協同組合等関係団体と協力し、相談窓口を設置し、各種の融資制度や事業再建に関する情報提供、事業者の経営相談等を行う。

6-1-4 被災事業者への経済的支援

国、都県、市町村は、地域の経済状況等を十分考慮の上、災害復旧高度化資金等既往制度の活用や新規融資制度の創設、基金による施設整備のため助成・観光客の誘致事業等、被災事業者に対する適切な経済的支援策を検討し実施する。特に、被災農業者については、天災融資制度の融資等により、農地等の再建や生産力の回復を図る。

また、国、都県、市町村は、事業所や工場等の被災により、事業再開が困難となっている事業者には、事業場（仮設工場・店舗等）の確保・斡旋等の支援も検討する。

観光事業者等においては、あらかじめ噴火による被害を補償するための共済制度の制定についても検討を行う。

6-1-5 観光イベント等の開催

富士山火山周辺地域の主要産業のひとつである観光業においては、噴火や、それに伴う避難等による観光客の減少を元に戻す取り組みが重要である。

県、市町村は、業界団体や他自治体との協力体制を構築し、観光イメージ回復や観光客誘致促進を図るため以下のようない活動を支援する。

＜観光客誘致促進活動の例＞

- ・観光客誘致促進のためのテレビ番組製作
- ・観光地情報の提供
- ・イベント（観光フェア等）開催
- ・安全PRのためのビデオ、情報誌、冊子等の製作 等

6-2 防災対応及び観光業支援のためのホテル・旅館の活用

富士山周辺は観光地であるため、多数のホテル・旅館等が存在するが、これらの施設では、風評被害等によって利用客が減少することも予想される。一方、一般に火山災害は長期化することが想定され、その間の避難生活を学校・体育館などに設けられた避難所のみで継続することは、避難者にとって大きな負担となる。

こうした地域経済支援および長期避難対策の観点から、県、市町村は、ホテル・旅館等の避難施設としての積極的な活用を検討する。また、国は、そ

の活用を支援する。なお、あらかじめ、県、市町村は、ホテル・旅館等と協議を行い、施設の利用に関する協定の締結を行う。

6-3 風評被害対策

6-3-1 風評被害の考え方

富士山の火山活動活発化や噴火に伴う被害においては、溶岩流や融雪型火山泥流等による直接的な被害のほか、噴火前避難や観光自粛など防災対応に伴う経済被害や、風評被害などが想定される。特に、観光業が主要な産業の1つである富士山周辺地域においては、火山活動活発化や噴火に伴う風評被害の発生をいかに防止するかが重要な課題となる。

一般に「風評被害」とは、「誤った情報、誇張された情報などが広まることによって引き起こされる、地域産業（特に観光業、農業等）の経済被害」と言うことができる。ここで、風評被害としては、以下のような被害発生形態を対象とする。

- ①平常時（火山活動に異常がない時点）において、誤った（科学的根拠のない）情報により、人々が観光等を取りやめることによって生じる被害
- ②火山活動が活発化、もしくは火山活動がほぼ終息した時点において、誤った、もしくは誇張された情報により、人々が観光等を取りやめることによって生じる被害

これらの風評被害に対する対策の中心は、正しい情報を的確に提供することである。しかしながら、火山活動が活発化したり、実際に噴火している段階では、こうした対応だけでは観光客減少を完全に食い止めることはできなかったため、被害を受けた事業者への支援策も必要となる。また、火山活動が終息した段階においても、単に正しい情報を提供するにとどまらず、噴火終息と観光再開をアピールすることが必要と考えられる。これら風評被害とその対策の全体像を表6-1に示す。

表 6-1 風評被害とその対策

火山活動	風評被害	対 策
平 穏	<pre> graph LR A[誤情報] --> B{観光客 減少} </pre>	<ul style="list-style-type: none"> 正しい情報の提供 (誤情報打ち消し)
前兆現象 (活発化) ～噴火	<pre> graph LR A[誤情報 誇張情報] --> B{観光客 減少} </pre>	<ul style="list-style-type: none"> 正しい情報の提供 (誤情報打ち消し) 事業者支援
噴火終息後	<pre> graph LR A[誤情報 誇張情報] --> B{観光客 戻らず} </pre>	<ul style="list-style-type: none"> 正しい情報の提供 (誤情報打ち消し) 安全キャンペーン

6-3-2 風評被害の発生防止対策

風評被害の発生を防止する為には、適切なタイミングで、火山活動状況や防災対応状況等に関する的確な情報を提供することが重要である。

(1) 防災情報の共有化

国、県、市町村は、富士山火山活動に関する情報（監視観測データ・画像等）を迅速かつ正確に共有化するため、富士山周辺の既設の光ケーブル網を有効に活用し、監視観測施設と防災対応の拠点施設や観光拠点施設（ビジターセンター、博物館、「道の駅」等）のネットワーク化を図る（図 6-1）。

これにより、一元的に正確な情報発信を可能とする。

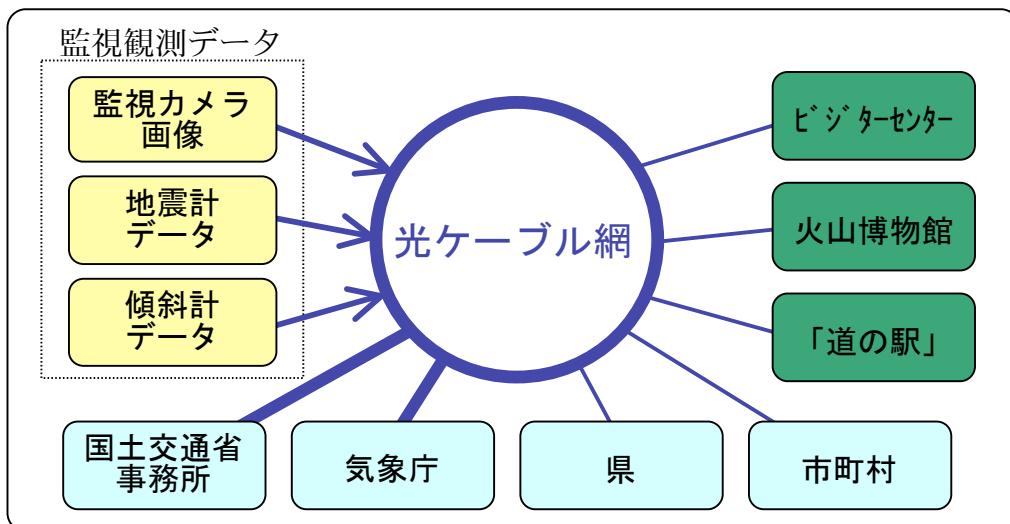


図 6-1 防災情報ネットワーク化のイメージ



※監視カメラの整備状況は「火山地域における観光地安全対策調査報告書 平成16年3月 国土交通省 環境省」による

図 6-2 富士山周辺の学習施設・行政機関庁舎・光ファイバーの現状

(2) 公的機関の役割

国、県、市町村は、風評の流布状況の把握に努め、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、公的機関や火山専門家の公式見解を発表する。これら公式見解の発表にあたっては、報道機関を経由するルートと同時に、チラシ配布やホームページでの情報提供等の直接的な伝達ルートも確保する。

(3) 報道機関の役割

富士山は、国内はもとより海外にも「日本の象徴」として知られた山であり、その火山活動に関する情報は大きく注目される。このため、実際に火山活動が活発化の兆候を示した場合に出される根拠のある情報はもちろんのこと、科学的根拠の薄い情報であっても、それが安易に報道されることで、過去において社会的不安を招いたこともある。

報道機関は、報道を原因とする風評被害の発生を防止するため、行政機関や火山専門家と連携を図り、事実を正確に把握したうえで、その内容が誤解なく伝わるように努めるものとする。

(4) 観光事業者の役割

直接観光客と接する機会が多い観光事業者は、行政機関や報道機関と並び、風評被害の防止の為に果たす役割が大きい。観光事業者は、問い合わせを受けた場合に的確な対応ができるよう、あらかじめ富士山の火山活動に関する知識の習熟を図るとともに、公的機関の発表する公式見解の把握に努める。

（「4-6 問い合わせへの対応」も参照）

6-3-3 風評被害を受けた場合の事業者への支援

風評被害を受けた事業者に対しては、その被害を可能な限り補填し、事業の継続を支援する仕組みが必要である。

具体的には、「6-1 被災後の経済的支援」の内容に準じる。

6-4 火山と共に存した地域づくり

富士山火山周辺地域では、ハザードマップに基づく噴火前のゾーン区分を活用し、予想される危険の程度に応じて、必要な防災対策を求める。また、噴火後においては、その被害の程度に応じたゾーニングを行い、建物の建築制限等を含めた適切な土地利用を行う。

6-4-1 富士山火山防災促進地域（仮称）の設定

国、県、市町村は、第1次～第3次ゾーン（噴火前）について、平常時から万が一の富士山噴火に備えて重点的に防災対策を推進する地域（「富士山火山防災促進地域（仮称）」）と定め、火山噴火に備えた防災施設の整備や安全なまちづくりを進めるとともに、その利用者（住民、事業者等）に対し防災対策の充実を求める。特に、「富士山火山防災促進地域（仮称）」に立地する施設（今後新たに立地する施設を含む）の事業者に対しては、万が一の富士山噴火に備えた「富士山火山防災計画（仮称）」の策定を奨励する。なお、計画で取り上げるべき対策項目（例）は、以下のような内容である。

[平常時対策（項目例）]

- ・施設・設備等の安全措置の確認
- ・防災資機材の整備・保管、車両の確認
- ・非常持ち出し品・緊急物資等の備蓄管理
- ・従業員等の配備体制・役割分担等確認
- ・地元自治体の火山防災計画の確認
- ・従業員等の火山防災教育・防災訓練（情報収集伝達、避難誘導等）

[災害時の応急対策（項目例）]

- ・社内対策本部の設置
- ・施設・設備等の点検
- ・従業員の配備
- ・情報収集・伝達、広報
- ・負傷者等の救出・救助
- ・避難対応（施設利用者への避難広報、避難誘導、搬送手段の確保等）
- ・従業員等の安否確認

6-4-2 噴火災害発生後の新たな地域づくり

国、県、市町村は、噴火に伴う被災範囲や被災状況の把握とともに、学識者等専門家の協力を得て安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、災害危険区域の設定等防災の観点から土地利用のあり方を検討する。

なお、土地利用ゾーンの設定に伴う建物の建築制限等の措置は、地権者等に対して大きな利用制限になるため、ゾーン設定前には、被災者に対する十分な居住者等の意向調査の実施や説明会等を開催する。

6-5 火山資源の活用

噴火に伴い新たに創出された火山景観や火山資源を活用して観光振興を図ると同時に、火山噴出物の有効利用を考え、地域経済の再建に役立てる。

6-5-1 自然や歴史資源等のネットワーク化

県、市町村は、噴火履歴を観察できる露頭や火山関係施設、その他既存の自然や歴史資源等のネットワーク化を図る。また、噴火終息後には、災害遺構も加える等、新たな観光事業により、地域産業の活性化を図る。

6-5-2 火山性堆積物（火山灰）の工業製品等への活用

火山地域では、火山との共生策の1つとして火山性堆積物を積極的に工業製品の原料やコンクリート用骨材等に有効利用するための研究が行われている。県、市町村は、富士山噴火災害においても、これらを単なる廃棄物として処分するのではなく、工業製品等への活用方法を検討し、災害後の地域産業の振興に役立てることを検討する。

富士山の「火山灰」の大半は火山灰というべき細粒のものではなく、もっと粗粒のスコリアと火山砂である。スコリアはコンクリート骨材としてきわめて有用であり、実際に日本各地の火山で採掘されている。火山砂は、粒のそろった砂であるため、工業用、園芸用、海浜観光用など、さまざまな利用法が考えられる。